

資料 1

令和 5 年度第 2 回

南アルプス市国民健康保険運営協議会 資料

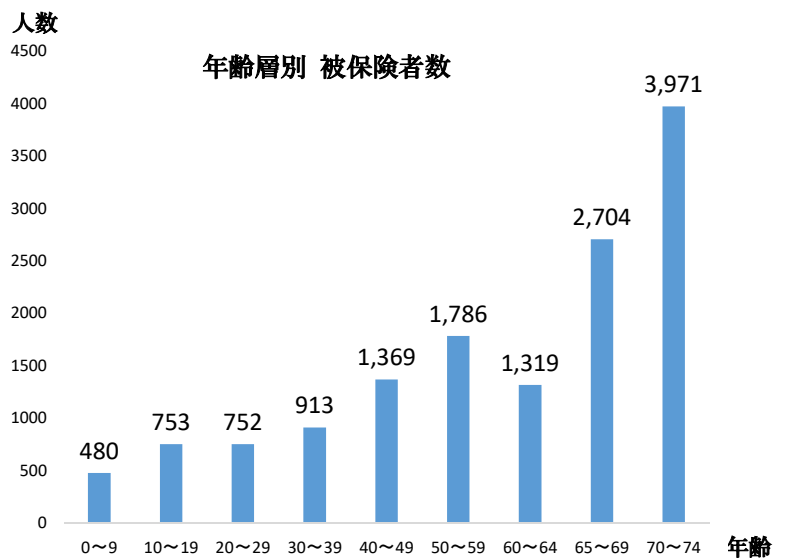
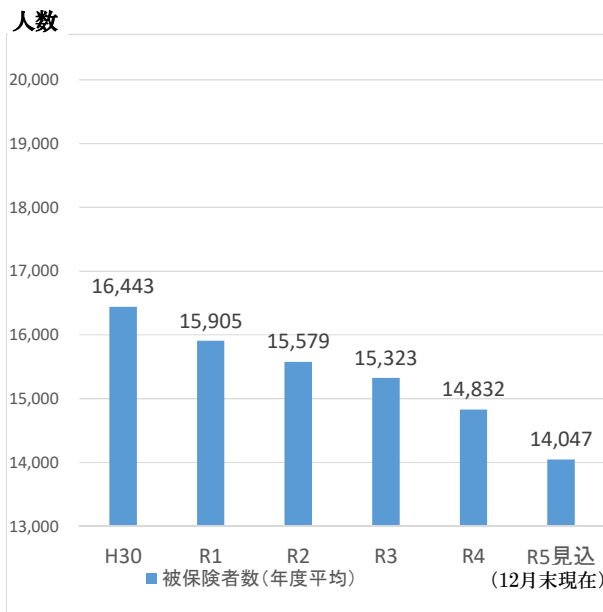
日 時 令和 6 年 1 月 2 5 日 (木) 午後 7 時

場 所 南アルプス市役所 新館地階第 1 会議室

南アルプス市国民健康保険運営協議会

国民健康保険事業の現状について

①国保加入者の推移



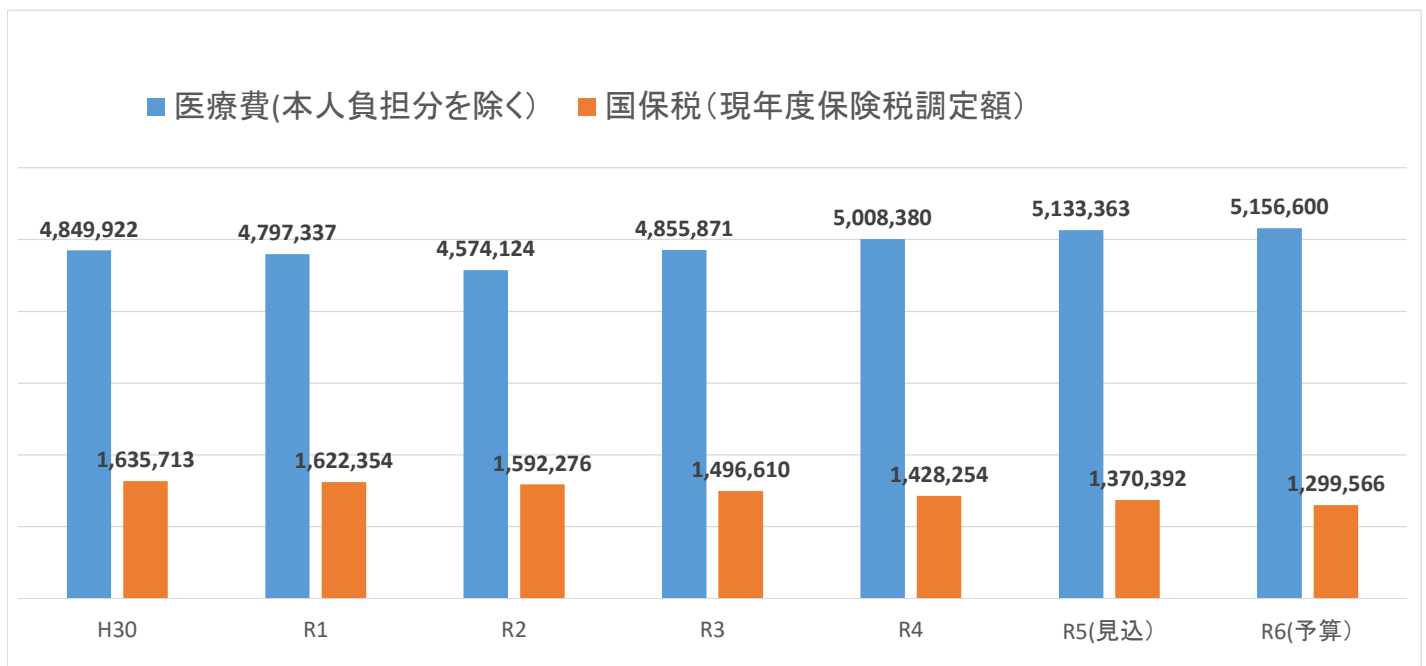
※加入者減少は後期高齢者医療へ移行

後期高齢者医療へ移行予定者数 (R5. 12月末現在)

| 70歳 | 71歳 | 72歳 | 73歳 | 74歳 |
|-----|-----|-----|-----|-----|
| 691 | 732 | 758 | 893 | 897 |

②医療費負担金・保険税の推移

単位：千円（四捨五入）



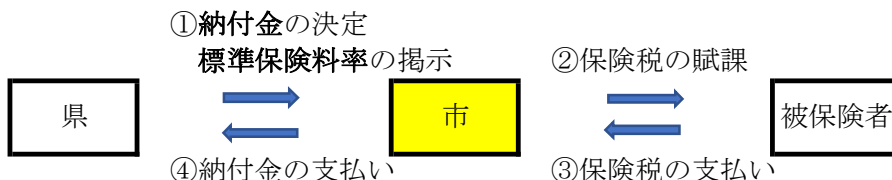
事業費納付金について

1 納付金の概要

平成30年度に行われた国民健康保険の制度改革以降、都道府県が財政運営の責任を担うこととなりました。

県は、医療給付費（医療費）の見込みなどから、市町村が納めるべき納付金の額、及び保険料設定の参考となる標準保険料率を算定し、掲示しています。

市町村は、標準保険料率を参考に保険税率を決定し、保険税を被保険者に賦課します。また、市町村は、保険税を財源として、県に納付金を支払います。

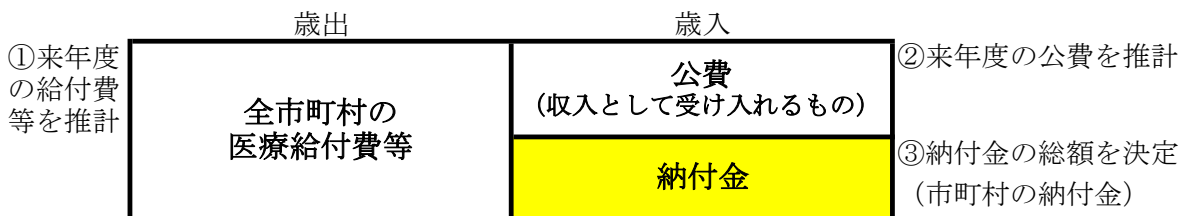


2 納付金算定の流れ

県が来年度の納付金を算定し、前年度に市町村へ納付額を通知します。

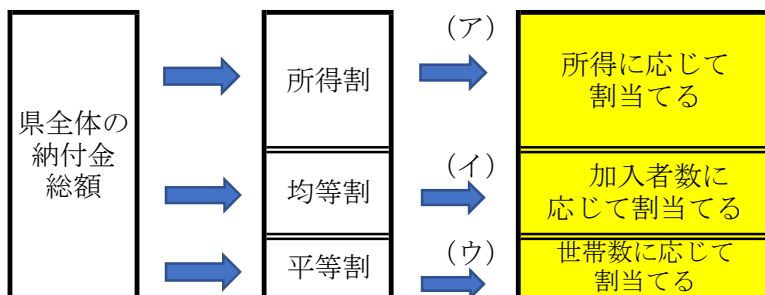
- ① 県が来年度の県全体の医療給付費等を推計します
- ② 県が来年度の県全体の公費を推計します
- ③ ①と②の差額が納付金の総額になります
- ④ 市町村ごとの医療費水準と所得水準等で按分して、納付金が決まります

県の国民健康保険特別会計



3 市町村の納付金の算定方法

- (1) 総額が決まる
- (2) 税区分に金額を割振る
- (3) 市町村に金額を割振る
- (4) 医療費水準の調整後、納付金が決まる



(3) は、区分ごとに、市町村が県内に占める割合から算出されます。

国民健康保険事業費納付金の推移

③ 事業費納付金の推移

(単位：円)

| | 調整措置前 (A) | うち調整措置額 (B) | 総 額 (A) - (B) |
|------------|---------------|----------------|------------------|
| H30年度 | 2,093,415,153 | 54,901,868 | 2,038,513,285 |
| R1年度 | 2,162,606,591 | 54,658,611 | 2,107,947,980 |
| R2年度 | 2,098,636,277 | 49,841,142 | 2,048,795,135 |
| R3年度 | 1,942,638,867 | 38,001,586 | 1,904,637,281 |
| R4年度 | 1,968,859,043 | 28,274,199 | 1,940,584,844 |
| R5年度 | 2,068,607,351 | 17,494,290 | 2,051,113,061 |
| R6年度 | 1,993,414,759 | 0 | 1,993,414,759 |
| 比較増減 (対前年) | ▲ 75,192,592 | ▲ 17,494,290 | ▲ 57,698,302 |

※事業費納付金は、県内の推計された医療費や公費をもとに市町村ごとの医療費水準、所得水準等で按分して決定されます。

※平成30年度から令和5年度までの6年間、国、県の公費を充てて納付金額を減少させる調整措置が講じられています。

④ 1人あたりの事業費納付金に占める調定額の割合 (単位：円)

| 1人あたり | H30年度 | R1年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 事業費納付金 | 123,975 | 132,534 | 131,510 | 124,299 | 130,838 | 144,211 | 147,061 |
| 比較増減 (対前年) | — | 8,559 | ▲ 1,024 | ▲ 7,211 | 6,538 | 13,373 | 2,850 |
| 現年調定額 | 99,477 | 102,002 | 102,206 | 97,671 | 96,295 | 96,350 | 95,874 |
| 率 | 80.8% | 77.0% | 77.4% | 78.2% | 73.8% | 66.8% | 65.2% |

⑤ 標準保険料率の推移

(単位：円)

| | 医療給付費分 | | | 後期高齢者支援金分 | | | 介護納付金分 | | |
|-------|--------|--------|--------|-----------|--------|-------|--------|--------|-------|
| | 所得割 | 均等割額 | 平等割額 | 所得割 | 均等割額 | 平等割額 | 所得割 | 均等割額 | 平等割額 |
| H30年度 | 6.80% | 25,917 | 24,668 | 2.20% | 8,350 | 7,506 | 1.40% | 8,075 | 5,443 |
| R1年度 | 6.99% | 26,651 | 25,447 | 2.38% | 9,026 | 8,139 | 1.55% | 8,775 | 5,893 |
| R2年度 | 6.81% | 26,181 | 25,163 | 2.34% | 8,938 | 8,108 | 1.65% | 9,396 | 6,965 |
| R3年度 | 6.18% | 23,567 | 22,586 | 2.34% | 8,894 | 8,048 | 1.75% | 9,542 | 7,151 |
| R4年度 | 6.14% | 24,588 | 22,449 | 2.37% | 9,168 | 7,929 | 1.88% | 10,107 | 7,468 |
| R5年度 | 6.62% | 27,056 | 24,932 | 2.62% | 10,331 | 9,019 | 2.06% | 11,201 | 8,304 |
| R6年度 | 6.44% | 26,195 | 24,927 | 2.77% | 10,872 | 9,796 | 2.15% | 11,532 | 8,707 |

| | | | | | | | | | |
|------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|--------|---------|---------|
| 現行税率 | 6.18% | 23,500 | 22,500 | 2.34% | 8,600 | 7,800 | 1.75% | 9,000 | 6,700 |
| 比較 | ▲ 0.26 | ▲ 2,695 | ▲ 2,427 | ▲ 0.43 | ▲ 2,272 | ▲ 1,996 | ▲ 0.40 | ▲ 2,532 | ▲ 2,007 |

※標準保険料率・・・県が、毎年度、市町村ごとの事業費納付金の算定と併せ、保険料率の標準的な水準を表す数値を算定したもの

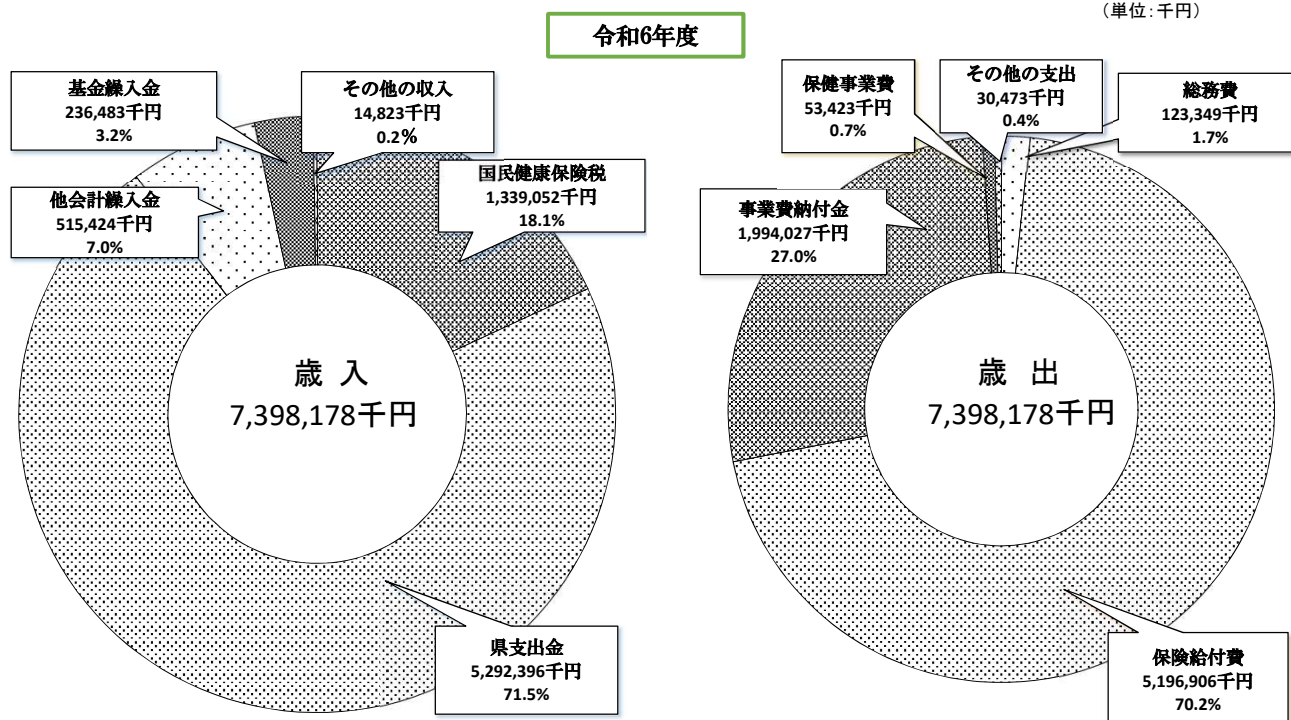
⑤国民健康保険特別会計の決算状況

(単位：千円)

| 年度 | 歳入合計 | 歳出合計 | 差引 ① | 前年度 繰越金 ② | 繰入金 ③ | 基金積立 ④ | 実質単年度収支 (繰入金等を除く) ⑤=①-②-③+④ | 年度末基金残高 |
|---------------|-----------|-----------|---------|-----------------|----------|-----------|-----------------------------------|-----------|
| R1年度 | 7,381,865 | 7,202,939 | 178,926 | 187,060 | 28,785 | 76,913 | 39,994 | 657,346 |
| R2年度 | 7,170,034 | 6,913,157 | 256,877 | 178,926 | 29,521 | 73,640 | 122,070 | 730,985 |
| R3年度 | 7,404,659 | 7,148,984 | 255,675 | 256,877 | 33,826 | 159,721 | 124,693 | 890,706 |
| R4年度 | 7,448,247 | 7,323,639 | 124,608 | 255,675 | 32,880 | 164,150 | 203 | 1,054,856 |
| R5年度 (見込) | 7,416,434 | 7,416,434 | 0 | 124,608 | 33,779 | ▲ 97,248 | ▲ 255,635 | 957,608 |
| R6年度 予算(案) | 7,398,178 | 7,398,178 | 0 | 0 | 10,981 | ▲ 236,483 | - | 721,125 |

⑥国民健康保険特別会計 当初予算(案)の状況

(単位：千円)



令和6年度の国民健康保険税率（案）について

令和6年1月10日に県から提示された令和6年度の納付金概算の総額は約20億円で、本年度の納付金額を約5千万円下回りましたが、1人当たりの納付金の負担は微増しております。

来年度以降も、被保険者数の減少で保険税の収入が減少傾向にあり、また令和5年度は財政調整基金を約1億円取り崩す予定で、令和5年度末の基金残高は約9億円となる見込みになっています。また、令和6年度当初予算において約2億3千万円の基金を繰入れた予算編成をしていることから、本来であれば、保険税の引き上げを検討し対応すべきところであります。

しかしながら近年のコロナウイルス感染症の影響や物価高騰等も重なり、国保税の引き上げについては、市民生活にも多大な影響があります。

今後は被保険者の減少による歳入の減少や医療給付費の動向にも注視し、保険税の引き上げによる被保険者への急激な負担増となる事がないよう、基金を活用しながら国保事業の運営をしていくことが重要であります。

以上のことから令和6年度南アルプス市国民健康保険税率等については、現行税率を据え置き、不足額が生じた場合は基金を取り崩し充当するのが適当であると考えます。

南アルプス市国民健康保険運営協議会名簿(10期)

○委員の定数 19名

(被保険者代表6名、公益代表6名、保険医及び薬剤師代表6名、被用者保険代表1名)

○任期 3年

(令和4年6月1日～令和7年5月31日)

令和6年1月25日現在

| 職名 | 氏名 | 就任 | 期 | |
|----------------|---------|-----------|---|------------------------|
| 被保険者代表 | 清水 栄男 | 平成29年6月1日 | 3 | 被保険者(八田地区) |
| | 桐生 友明 | 令和元年6月1日 | 2 | 被保険者(白根地区) |
| | 内藤 昌子 | 令和4年6月1日 | 1 | 被保険者(芦安地区) |
| | 海野 まゆみ | 令和4年6月1日 | 1 | 被保険者(若草地区) |
| | 杉山 寿美江 | 令和4年6月1日 | 1 | 被保険者(楡形地区) |
| | 秋山 伝 | 令和4年6月1日 | 1 | 被保険者(甲西地区) |
| 公益代表 | ◎ 南部 美和 | 令和4年6月1日 | 1 | 愛育会会長 |
| | ○ 横内 里花 | 令和4年6月1日 | 1 | 食生活改善推進員会会長 |
| | 戸澤 英子 | 平成29年6月1日 | 3 | 民生委員八田地区 |
| | 切刀 秀樹 | 令和元年6月1日 | 2 | 民生委員芦安地区 |
| | 山本 三重子 | 令和4年12月1日 | 1 | 民生委員若草地区 |
| | 今村 幸治 | 令和4年6月1日 | 1 | 民生委員甲西地区 |
| 保険医及び 薬剤師代表 | 深沢 眞吾 | 平成21年6月1日 | 7 | 医師 |
| | 齊藤 和磨 | 平成22年6月1日 | 7 | 医師 |
| | 河野 裕樹 | 令和元年6月1日 | 2 | 医師 |
| | 切刀 仁 | 平成15年6月1日 | 9 | 歯科医師 |
| | 塩谷 進 | 令和元年6月1日 | 2 | 歯科医師 |
| | 小山 篤 | 令和元年6月1日 | 2 | 薬剤師 |
| 被用者保険代表 | 池川 正美 | 令和元年6月1日 | 2 | 健康保険組合連合会 山梨連合会常務理事 |

◎会長 ○副会長

○南アルプス市国民健康保険運営協議会規則

平成15年4月1日

規則第80号

改正 平成30年3月23日規則第9号

(趣旨)

第1条 この規則は、南アルプス市国民健康保険条例（平成15年南アルプス市条例第144号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、南アルプス市国民健康保険運営協議会（条例第2条に規定する市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会をいう。以下「協議会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事項
- (4) 診療所の設置及び廃止に関する事項
- (5) 保健事業の実施に関する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が国民健康保険事業の運営上重要なものと認める事項

(委員の委嘱等)

第3条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

2 委員は、辞職しようとするときは、市長に申し出なければならない。

(会長及び副会長)

第4条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員定数の過半数の委員が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書記)

第6条 協議会に書記を置き、市の職員のうちから市長が任命する。

2 書記は、会長の指揮を受け、協議会の庶務に従事する。

(会議録)

第7条 会長は、会議録を作成しなければならない。

2 会長は、会議の結果を、市長に報告しなければならない。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月23日規則第9号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。